

技術監理室水質管理センター  
水質第2課鳥羽分室警備委託

仕様書

(令和6年度)

## 京都市上下水道局技術監理室 水質管理センター水質第2課

### 1 委託名

技術監理室水質管理センター水質第2課鳥羽分室警備委託

### 2 委託概要

本委託は、技術監理室水質管理センター水質第2課鳥羽分室の安全と平穩を保つことを目的として、建物、毒物及び劇物等を含む薬品、ガス類等及び分析機器等並びにその他当課の業務に付随するものの警備を強化するものである。

なお、警備の実施に当たっては、警備業法、関係法令等及び京都市上下水道局契約規程等を遵守し、監督員の指示に従い適正に実施しなければならない。

### 3 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1（鳥羽水環境保全センター地内）

技術監理室水質管理センター水質第2課 鳥羽分室（鳥羽水環境保全センター第2管理棟内）

### 4 委託期間及び責任期間

#### （1）委託期間

本委託の期間は令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、受注者は本委託が適正に履行できるよう、履行開始日までに当局の監督員の指示に従い適切に事前準備をしておくこと。

#### （2）責任期間

機械装置のセット開始からセット解除までとする。ただし、特別の事情があると監督員が認めた場合は、監督員の指示に従い対応すること。

### 5 委託方法

機械警備とし、使用する機械装置についてはすべて受注者の負担により設置する。また、機械装置に不具合等が生じた際には、受注者の負担により機械装置の修理等の必要な対応をとること。

### 6 委託内容

（1）火災及び外部からの侵入等に対応し、被害の拡大を防止すること。

（2）盗難、建物等の損傷の防止及び阻止に関すること。

（3）緊急事態発生時の出動等による対処及び当局職員及び警察等の関係機関への連絡通報に関すること。

（4）警備実施事項の報告に関すること。

（5）その他、本委託に関して、監督員が指示すること。

## 7 委託仕様

### (1) 機械装置

ア 委託場所で発生した異常事態を受注者のセンターへ自動的に通報する。

イ 警備に必要な機械装置の配置、種類及び数量については、別紙のとおりとする。

ただし、機械装置の配置について、より適切な警備をするために変更が必要であれば、監督員の許可を得て、受注者の負担により変更することができる。

### (2) 通報後の受注者の処理

警報受信装置により警備場所に異常事態が発生したことを感知した時は、受注者は緊急要員を速やかに派遣し、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たる。

(3) 受注者は、異常事態及びその処理内容を速やかに電話等により緊急連絡者へ連絡する。

(4) 事故発生の際は、書面をもって報告する。

## 8 鍵の預託

警備に必要な鍵は当局から受注者に預託し、受注者は厳重に取扱い保管すること。

また、委託期間終了後直ちに鍵を返却すること。

## 9 機械装置等の保守点検

委託場所に設置された機械装置の機能が適正に維持されるよう、受注者は保守点検を行う。

## 10 通信回線

通信回線については、すべて受注者の負担により、受注者が通信事業者と契約し、監督員の許可を得て、履行場所に新たに回線を引き込むなどして使用するものとする。

### 11 機械装置の設置等について

機械装置の設置及び契約終了時の取り外し等について、本委託に係るものについてはすべて受注者の負担により、警備の空白期間を起こさないよう監督員の指示に従い、前期及び次期受注者と緊密に協議して行うこと。

### 12 提出書類

書類の書式及び記載内容等はすべて監督員の指示に従うこと。また契約締結前のものを含め、すべて監督員へ提出すること

#### (1) 契約締結前

ア 警備業法第 19 条第 1 項に基づく契約の概要を記載した書面 2 部  
(本仕様書の内容に基づき作成し、監督員の承諾を得たものを提出)

#### (2) 契約締結後 (14 日以内に提出)

ア 警備業法第 19 条第 2 項に基づく契約の内容を明らかにする書面 1 部  
(本仕様書の内容に基づき作成し、監督員の承諾を得たものを提出)

イ 現場代理人及び主任技術者通知書 1 部

ウ 現場代理人及び主任技術者経歴書 1部

エ 労働災害補償保険成立証明願 1部

(3) 警備履行の翌月

ア 完了届、請求書、口座振替依頼書 各1部

(本委託における委託料は、警備を適正に履行した翌月に、受注者から完了届、請求書及び口座振替依頼書(債権者登録済の者は不要)を提出することにより、その3分の1ずつを支払うものとする。)

(4) その他監督員の指示するもの。

1.3 秘密の保持

受注者は、本委託により知り得た情報を第三者に一切漏えいしてはならない。

1.4 損害賠償

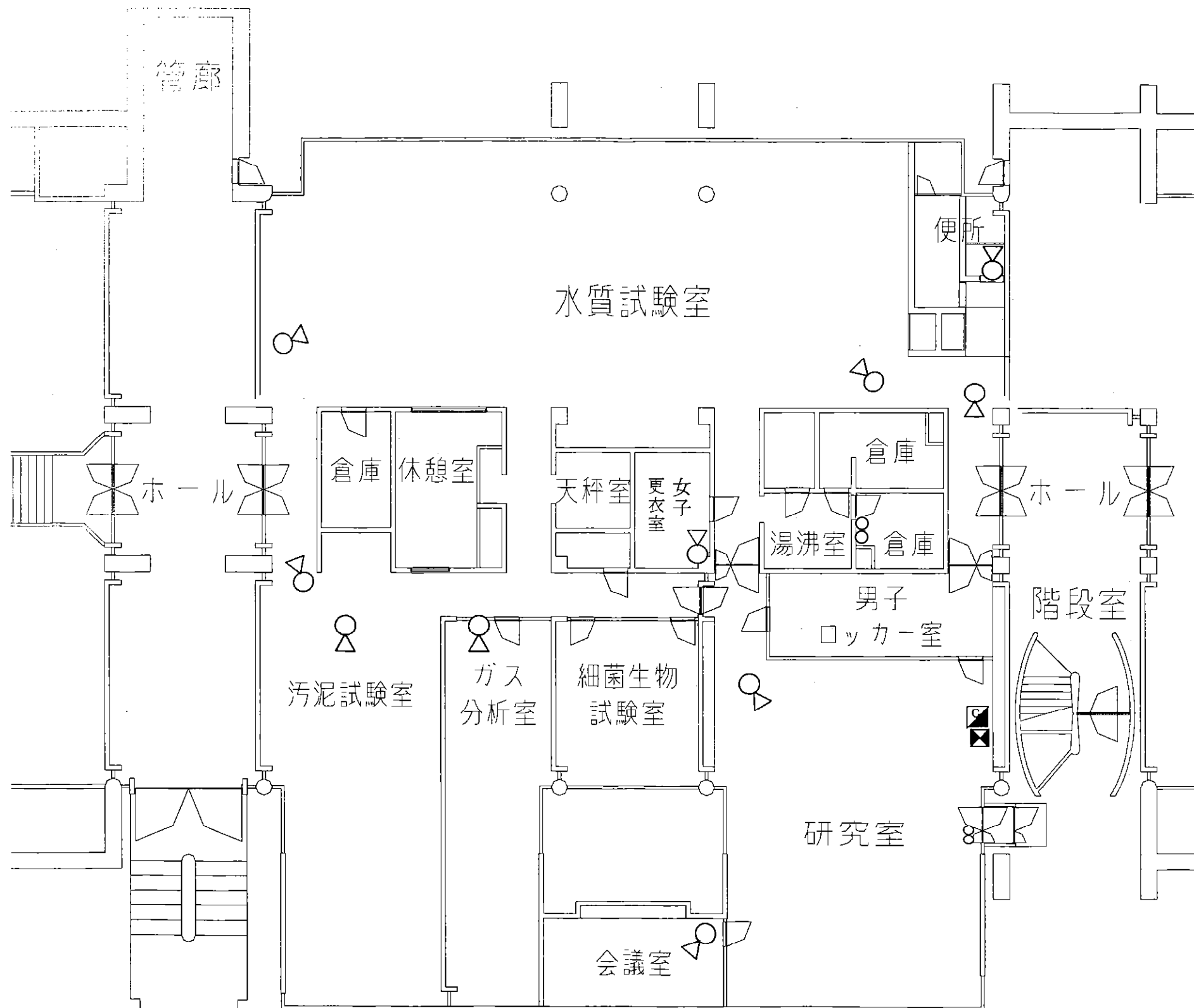
契約期間中において、盗難等の事故があった時、その責任が受注者にある場合、当然にその損害を賠償するものとする。

1.5 その他

(1) 機械装置の操作鍵は監督員の指示する本数(6本程度を予定)を受注者の負担により用意すること。

(2) 本委託業務は、法令等に基づいて行うものであり、本仕様書の主旨に従い当然なすべき業務について、誠意をもって行うこと。

(3) 本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、見積提出前に必ず現場調査等の事前確認しておくこと。また、契約後の異議は一切認めない。



○ パッシブ 10個

8 マグネット 2個

▣ カードリーダー 1個

▣ 送信機 1個